

合理的配慮に関する申請手続きのご案内

本学の「障がい学生の支援に関する方針」に基づき、障がい等により学修上配慮が必要な学生は以下の案内に従って申請してください。

1. 支援の対象となる学生（下記の①②両方に該当すること）

- ① 身体障がい、精神障がい、発達障がいやその他、心身の機能の障がいを含み、当該障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- ② 修学上の合理的配慮を希望しているもの。

以下の状態については配慮申請ができないことがあります。

- ・治療と並行して学業の継続が不可能な場合や学業自体が不調の原因となっている場合
⇒主治医に相談し、治療や休養を優先してください。
- ・学業に向かえる状態にない場合⇒面談等を実施して、合理的配慮の調整を見合わせます。

2. 申請に必要な書類

合理的配慮を希望する学生は、下記①②を「本学の申請書等」に添付して提出してください。

①診断書又は障害者手帳のコピー

※病名、障がい名が未確定（記載が「〇〇傾向」「〇〇状態」「〇〇の疑い」）の場合や提出物で現在の状態が把握できない場合は、次の「②障がいの状況を示す書類」により配慮内容についての検討を開始します。

②障がいの状況を示す書類

※「障がいの状況を示す書類」とは検査所見、医療所見、主治医意見書等、診断書又は障害者手帳等には記載されていない障がいの状況を詳しく主治医が記した書類になります。病名等が未確定の場合や障害者手帳の写しや診断書で現在の状態が把握できない場合は提出が必要です。

申請後についても以下の対応をお願いします。

- ・申請時に提出された書類だけでは状態の確認が難しい場合は、改めて必要な書類の提出を求めることがあります。
- ・精神障がいは状態が変化しやすいため、毎学期、主治医の意見書の提出が必要になります。

3. 合理的配慮申請に関する受付窓口（申請は毎学期、提出が必要です）

学生支援センター健康管理課

TEL 022-301-1291

Mail support@tfu.ac.jp

※入学前のご相談は、入学センター
(TEL 022-717-3312 Mail nyushi@tfu.ac.jp)
にお知らせください。

申請締切日

前期 履修登録締切日
(4月中旬)

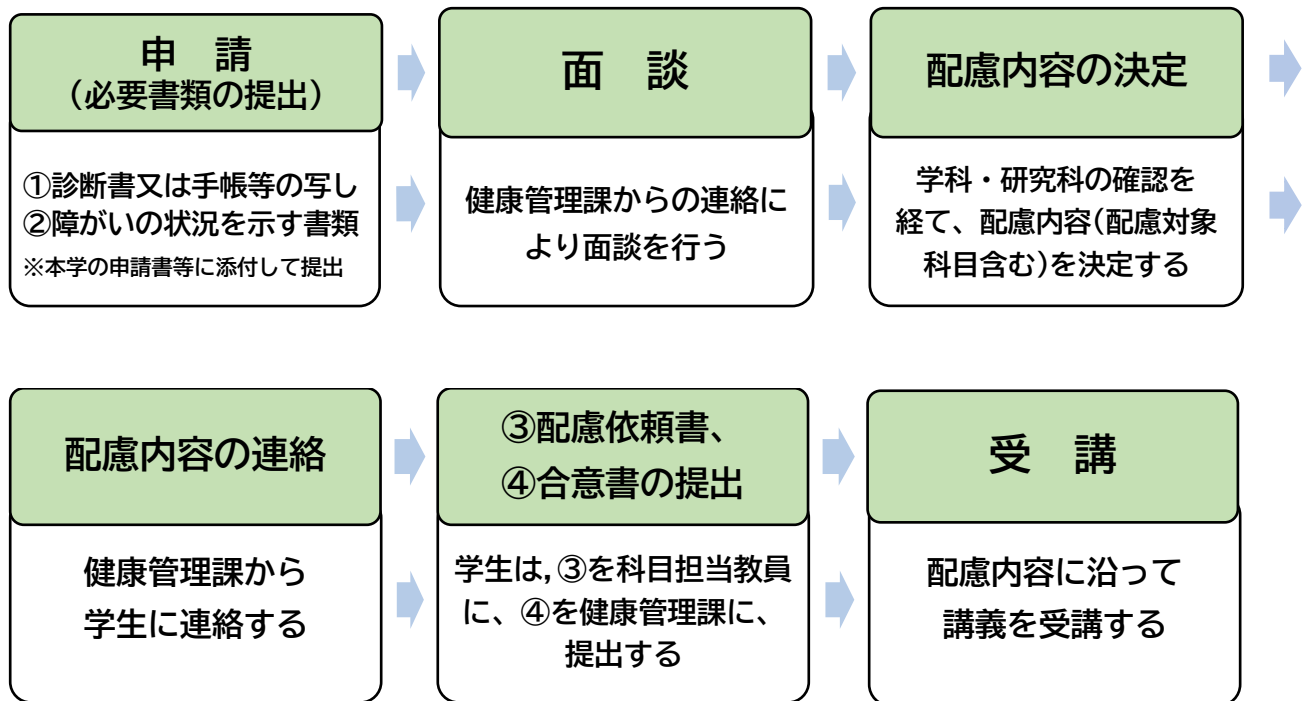
後期 履修追加・取消締切日
(9月上旬)

※申請締切後に配慮が必要になった場合も申請を受け付けますが、配慮開始までには申請から1か月程度かかります。遑々の配慮はできませんので余裕をもって申請してください。

※前期5月20日、後期11月20日以降の申請は、次学期に向けての調整となります。

※一時的なケガなどで修学上の困難が生じた場合は、別途ご相談ください。

4. 合理的配慮提供までの流れ



5. 留意事項

- ①学生自ら各科目の担当教員に「配慮依頼書」を直接提出する必要があります（「合意書」は健康管理課に提出）。
※自動的に配慮実施とはなりませんので、ご注意ください。
- ②配慮の内容は所属学科・研究科の確認を経て決定しますが、希望する配慮が実施できない場合もありますので、予めご了承ください。
- ③教育に関わる本質の変更にあたるもの、実現可能性の程度が低いもの、大学の本来業務ではないもの、他の学生への影響の程度が大きいものなどは合理的配慮の対象外となります。

【合理的配慮にあたらな可能性が高い配慮の具体例】

- ・ 成績評価において、評価基準の変更を行ったり、合格基準を下げたりすること。
- ・ 本来、授業において求められている教育目標を達成していないが合格とすること。
- ・ 欠席した授業を出席扱いにすること。
- ・ 配慮依頼書配付前に遡って対応・配慮を求めること。
- ・ 準備期間がない、または短い中での合理的配慮の調整、実施。
- ・ 財政・財務状況計画を無視した短期間における改修工事の実施。
- ・ 授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学習機会が著しく損なわれること。
- ・ 対面授業をオンデマンド授業で代替すること。

お問い合わせ先



東北福祉大学 学生支援センター 健康管理課
(2号館1階)

TEL 022-301-1291 Mail support@tfu.ac.jp

